

「北九州市景観づくりマスタープラン」の改定について（報告）

1 景観づくりマスタープランについて

- 北九州市都市景観条例に基づく、本市の都市景観形成の基本指針（平成20年7月策定）、目標年次は平成30年（策定から10年後）
- 本マスタープランに即した、景観法に基づく「北九州市景観計画」により、建築物等の新築や改築、色彩の変更等の際に届出を義務付け、良好な景観形成の誘導に取り組んでいる

2 改定の背景

- コンパクトなまちづくりへの転換や土地利用転換などの社会状況の変化、観光まちづくりとの連携などの新たな要請により、景観政策を取り巻く環境が変化
- 都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）や関連計画との相互連携が必要

3 改定素案の概要

- 北九州市景観づくりマスタープラン（改定素案）概要版 【別添資料のとおり】
- 改定のポイント
 - ・ 見直しの視点は、①コンパクトなまちづくりを踏まえた景観づくり、②地域特性を活かした魅力ある景観づくり、③シビックプライドの醸成に繋がる景観づくり、④おもてなし（観光まちづくり）の視点をもった景観づくり の4点
 - ・ 実現に向けた新たな取組として、①景観形成基準などの景観計画の見直し、②夜間景観形成の推進、③地域における意欲ある人材の発掘・育成等を位置付け
 - ・ 改定マスタープランに即し、現在8地区ある景観重点整備地区の追加（折尾、下曽根）や届出対象の拡大、建築物の形態意匠・色彩の基準等の見直しなど、景観計画改定（平成31年度予定）に繋げていき、良好な景観形成を図っていく

4 改定の手続き

- 北九州市景観審議会及び改定検討部会への意見聴取
（これまでに景観審議会2回、改定検討部会3回実施）

5 今後のスケジュール

平成30年10月	4日	建設建築委員会報告
	10月15日～	パブリックコメント（1ヶ月間）
	12月上旬	建設建築委員会報告（パブコメ結果）
平成31年	2月	北九州市景観審議会 答申
	4月	告示